

教職員の権利を
守る労働組合

全教栃木 教育新聞

教え子を再び
戦場に送らない

↓↓ ひとりで悩まないで、困ったときは組合へ！ ↓↓

〒321-0138 宇都宮市兵庫塚 3-10-30 TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579

組合HP <http://www.tcgzenkyo.work> E-mail info@tcgzenkyo.work

ハラスメントのないの職場に！…

県教育委員会は2017年度、「パワー・ハラスメントの撲滅を目指して」を発出しました。パワー・ハラスメントの根絶について、全栃木教職員組合は毎年の県教委交渉で要求してきましたが、それが実現したのがこの「パワー・ハラスメントの撲滅を目指して」を発出させることになったのです。当時の教職員課の担当は、組合からの「これは私たちの要求の反映ですね」の問いに、「そうです」と明快に答えました。

パワー・ハラスメントは懲戒処分の対象

県教委は労働施策総合推進法の改正を受け、パワー・ハラスメントを行った教職員も懲戒の対象に加えました。懲戒の内容は以下のとおりです。

- ア パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員は、停職、減給又は戒告とする。
- イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した教職員は、停職又は減給とする。
- ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員は、免職、停職又は減給とする。

パワー・ハラスメントによる精神疾患の労災認定は約3割…。



パワー・ハラスメントにより、精神疾患を発症する被害者も少なくありません。左のグラフは一般の労災補償状況を示したのですが、労災を申請しても約3割しか認定されていません。7割の人たちは「泣き寝入り」を余儀なくされているのが現状なのです。（グラフは https://van.gr.jp/news/2020_0721/）

全栃木教職員組合の谷秀夫執行委員長も前任校でパワー・ハラスメントを受けて精神疾患を発症し、公務災害認定請求を行いました。結局公務災害とは認定されませんでした。本人にとって学校を休んだ期間は1年半、この期間の給料減額は相当な額になりましたが、公務災害と認定されなかったため、1円も補填されませんでした。職場は代替者が配置されず、定数以下で教育活動を行わざるを得ませんでした。

ハラスメント根絶は職場全体に影響を与えます。私たちはハラスメント根絶を今後も訴えていきます。

アンケートA



□にチェックしてね！
ご協力ありがとうございます~

- 今回の内容はいかがでしたか？
 - 役に立った
 - 興味深かった
 - 役に立たなかった
- 新聞で取り上げてほしいことは？
 - 働き方や勤務条件
 - 教職員評価
 - 教育予算
 - 教職員人事
 - 教職員組合
 - 教育内容や教育課程
 - 授業実践
 - 教育相談
 - 特別支援教育
 - 憲法と教育
 - 教育政策
 - その他 ()
- 組合で開催してほしい学習会のテーマは？
 - 働き方改革
 - 教採対策
 - 子どもの安全管理
 - 子どもや保護者とのトラブル対応
 - いじめ問題
 - 授業力向上
 - 児童・生徒指導
 - その他 ()

点線で切り取って、お近くの組合員にお渡しください！

教職員の権利を
守る労働組合

全教栃木 教育新聞

教え子を再び
戦場に送らない

↓↓ ひとりで悩まないで、困ったときは組合へ！ ↓↓

〒321-0138 宇都宮市兵庫塚 3-10-30 TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579
組合HP <http://www.tcgzenkyo.work> E-mail info@tcgzenkyo.work

校則は自分のものとしてとらえ、自主的に守るよう指導を行って行くことが重要！ 文部科学省「校則の見直し等に関する取り組み事例について」

文部科学省初等中等教育局児童生徒課は6月8日、各都道府県教育委員会指導事務主管課等に対し、標記の「校則の見直し等に関する取り組み事例について」を発出しました。右の資料は内容の要点をまとめた別添文書です。また、教育委員会、中学校や高等学校での校則見直しの事例を紹介した資料もお添えられています。

この文書でも、「昨今の報道等においては、学校における校則の内容や校則に基づく指導に関し、一部の事案において、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかといった旨の指摘もなされてい」として、「引き続き、学校や地域の実態に応じて、校則の見直し等に取り組むことを求めています。

学校の実態が校則に反映されますが、校則によって学校の実態も返ることができます。生徒参加の学校づくりは全教も求めてきたことです。

校則について ① 別添2

1 校則の性質

- ✓ 校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものである。
- ✓ 校則について定める法令の規定は特にないが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができる。校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされている。
- ✓ 判例によると、社会通念上合理的と認められる範囲で、校長は、校則などにより児童生徒を規律する包括的な権能を持つと解されており、校則の内容については、学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められるとされている。

2 校則の内容と運用

(1)校則の主な内容

- 校則には、授業時刻や児童会・生徒会活動などに関する規則だけでなく、服装、髪型、校内外の生活に関する事項など、様々なものが含まれている。校則の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定められることとなるので、学校種や児童生徒の実情、地域の状況、校風など、学校がその特色を生かし、創意工夫ある定め方ができる。
- ただし、しつけや道徳、健康などに関する事項で、細かいところまで規制するような内容は、校則とするのではなく、学校の教育目標として位置付けた取組とすることや、児童生徒の主体的な取組に任せることで足りると考えられる。

【校則の例】

- 通学、交際や早退等の手続き、欠席・欠課の扱い、考査に関するもの（登下校の時間、自転車・オートバイの使用等）
- 校内外の生活に関するもの（授業時間、給食、環境美化、あいさつ、交通安全、校外での遊び、アルバイト等）
- 服装、髪型、所持品に関するもの（制服や体操着の着用、パーマ・染色、化粧、不要物、金銭等）

校則について ②

2 校則の内容と運用

(2)校則の運用

- 校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが重要。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみでの指導になっていないか注意を払う必要がある。
- 校則に違反した児童生徒に懲戒等の措置をとる場合があるが、その際には、問題の背景など児童生徒の個々の事情にも十分に留意し、当該措置が単なる制裁的な処分にとどまることなく、その後の指導の在り方も含めて、児童生徒の内省を促し、主体的・自律的に行動することができるようにするなど、教育的効果を持つものとなるよう配慮しなければならない。
- 校則の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要。そのため、校則は、入学時までなどに、あらかじめ児童生徒・保護者に周知しておく必要がある。その際には、校則に反する行為があった場合に、どのような対応を行うのか、その基準と併せて周知することも重要。

(3)校則の見直し

- 学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならない。
- 校則の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限であるが、見直しの際には、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例もある。

(※)「生徒指導要綱」(平成22年3月文部科学省)より抜粋。
(※)制服については、「学校における通学用服装の学用品等の適正な取扱いについて(通知)」(平成30年3月19日付け29初教第26号)も参照。

アンケート A



□にチェックしてねご協力ありがとうございます

- 今回の内容はいかがでしたか？
 - 役に立った 興味深かった 役に立たなかった
- 新聞で取り上げてほしいことは？
 - 働き方や勤務条件 教職員評価 教育予算 教職員人事 教職員組合
 - 教育内容や教育課程 授業実践 教育相談 特別支援教育 憲法と教育
 - 教育政策 その他 ()
- 組合で開催してほしい学習会のテーマは？
 - 働き方改革 教採対策 子どもの安全管理 子どもや保護者とのトラブル対応
 - いじめ問題 授業力向上 児童・生徒指導 その他()

点線で切り取って、お近くの組合員にお渡しください